

広島県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第三百四十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・九四八号阿賀虹村線、三・五・九二四号阿賀中央線、三・五・九三六号阿賀中央町田線及び七・四・九〇二号虹村三号線

三 事業施行期間

平成九年六月五日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし